

紫波町に建設工事請負契約競争入札参加資格を申請する方へ

I 申請要件

1 資格要件

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けている者
- (2) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査に基づく総合評定値通知書に総合評定値及び完成工事高（2 年又は 3 年平均）の数値があること
- (3) 必要と認める施工実績がある者
- (4) 町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定に違反していない者

2 欠格要件

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止の処分を現に受けている者
- (3) 紫波町暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 19 日条例第 30 号）第 2 条各号に掲げる者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
 - イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
 - ウ 暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者又はこれらに準ずる者をいう。
 - エ 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 紫波町建設工事等指名競争入札の実施等に関する要綱（令和 3 年告示第 78 号）第 12 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により資格者認定を取り消され、その取り消された資格者認定の有効期間が経過していない者
- (6) 資格審査申請書の重要な事項について、重要な事実について記載しなかった者

II 資格審査結果の通知

名簿登録完了後に文書により通知します。申請時に長 3 封筒をご提出ください。

III 委任先代表者に係る住所確認票（様式第 8 号）

委任状を提出する場合は、この書類も必ず提出してください。紫波町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例及びその規則に基づき、法人及び代表者の徴税等の納付状況の確認を行うため提出していただくものです。

※代表者住所については、同姓同名の方がいる場合に個人を特定するために使用します。